

海外在住の方が運転免許を更新する場合

更新期間中に日本に帰国している場合の運転免許更新手続

- (1) 運転免許証の住所が香川県内、住所を変更せずに更新される方
- (2) 運転免許証の住所が香川県内、香川県内で住所を変更して更新される方
- (3) 運転免許証の住所が香川県以外、住所を香川県内のご実家等に変更して更新される方
- (4) 国外に移住又は長期滞在するため、出国前に「海外転出届」を提出して住民票がない（除票となっている）ため、運転免許証の住所を香川県内のご実家等に変更して更新される方
- (5) 運転免許証の住所及び住民票の住所が香川県以外の日本国内にある方

(1) 運転免許証の住所が香川県内、住所を変更せずに更新される方

ア 必要書類等

- 運転免許証
- 運転免許証更新連絡書（はがき）

※ はがきがない場合は、帰国後、運転免許証をお手元にご用意の上、月～金（祝・祭日を除く）の8：30～17：00の間に香川県運転免許センター（運転免許係087-881-0645）に電話でお問合せください。

イ 更新手数料（令和6年4月1日時点）

- 3,850円以内（更新手数料2,500円+講習手数料）
- ※ 講習手数料：優良500円、一般800円、違反・初回1,350円
- ※ 手数料は、定期的に見直されるため、申請時に上記料金と異なる場合があります。

(2) 運転免許証の住所が香川県内、香川県内で住所を変更して更新される方

ア 必要書類等

- 運転免許証
- 運転免許証更新連絡書（はがき）
- 香川県内で住所変更した後の住民票

イ 更新手数料

前記(1)イに同じ

(3) 運転免許証の住所が香川県以外、住所を香川県内のご実家等に変更して更新される方

ア 必要書類等

- 運転免許証
- 運転免許証更新連絡書（はがき）
- ※ はがきがない場合は、前記(1)アに同じ
- 香川県内に住所変更した後の住民票

イ 更新手数料
前記(1)イに同じ

(4) 国外に移住又は長期滞在するため、出国前に「海外転出届」を提出して住民票がない(除票となっている)方

ア 必要書類等

- 運転免許証
- 運転免許証更新連絡書(はがき)
※ はがきがない場合は、前記(1)アに同じ
- 戸籍の附票(日本に住所がないことを証明するもの)
- 免許証の住所に設定する香川県内にお住まいのご家族の住民票
- 住民票に記載されているご家族と、ご自身の関係がわかる戸籍抄本または戸籍謄本

イ 更新手数料
前記(1)イに同じ

(5) 運転免許証の住所及び住民票の住所が香川県以外の日本国内にある方
住所地を管轄する都道府県警察にお問合せの上、更新手続をしてください。

日本に一時帰国しているが、更新期間前に再び出国する場合の運転免許更新手続

※ 海外滞在等やむを得ない理由により更新期間中に更新手続をすることができない場合は、特例として更新期間前に更新を受けることができます。

※ 更新期間中も国内に滞在する場合は、更新期間前の手続ができません。

※ 更新期間前に運転免許を更新した場合、最初の誕生日を1回目とカウントすることになるため、更新期間中に更新した場合と比べて運転免許の有効期限が1年短くなります。

※ 講習区分毎に受付時間が異なるため、帰国後、更新手続を行う前に運転免許証をお手元にご用意の上、月～金（祝・祭日を除く）の8：30～17：00の間に香川県運転免許センター（運転免許係087-881-0645）に電話でお問合せください。

- (1) 運転免許証の住所が香川県内、住所を変更せずに更新される方
- (2) 運転免許証の住所が香川県内、香川県内で住所を変更して更新される方
- (3) 運転免許証の住所が香川県以外、住所を香川県内のご実家等に変更して更新される方
- (4) 国外に移住又は長期滞在するため、出国前に「海外転出届」を提出して住民票がない（除票となっている）方
- (5) 運転免許証の住所及び住民票の住所が香川県以外の日本国内にある方

(1) 運転免許証の住所が香川県内、住所を変更せずに更新される方

ア 必要書類

- 運転免許証
- パスポート

※ ビザの申請等でパスポートが手元にない場合は、航空券などの予約状況がわかる書類・所属する団体の発行する出張証明書等、更新期間中に日本から出国していることを証明する書類をご用意ください。

イ 更新手数料（令和6年4月1日改定時点）

3,850円以内（更新手数料2,500円＋講習手数料）

※ 講習手数料：優良500円、一般800円、違反・初回1,350円

※ 手数料は、定期的に見直されるため、申請時に上記料金と異なる場合があります。

(2) 運転免許証の住所が香川県内、香川県内で住所を変更して更新される方

ア 必要書類

- 運転免許証
- パスポート
- ※ パスポートが手元にない場合は、前記(1)アに同じ
- 香川県内で住所変更した後の住民票

イ 更新手数料

前記(1)イに同じ

(3) 運転免許証の住所が香川県以外、住所を香川県内のご実家等に変更して更新される方

ア 必要書類

- 運転免許証
- パスポート
※ パスポートが手元がない場合は、前記(1)アに同じ
- 香川県内に住所変更した後の住民票

イ 更新手数料

前記(1)イに同じ

(4) 国外に移住又は長期滞在するため、出国前に「海外転出届」を提出して住民票がない(除票となっている)方

ア 必要書類

- 運転免許証
- パスポート
※ パスポートが手元がない場合は、前記(1)アに同じ
- 戸籍の附票(日本に住所がないことを証明するもの)
- 免許証の住所に設定する香川県内にお住まいのご家族の住民票
- 住民票に記載されているご家族と、ご自身の関係がわかる戸籍抄本または戸籍謄本

イ 更新手数料

前記(1)イに同じ

(5) 運転免許証の住所及び住民票の住所が香川県以外の日本国内にある方

住所地を管轄する都道府県警察にお問合せの上、更新手続きをしてください。

海外在住の方で運転免許の有効期限が過ぎた場合（3年以内）

運転免許の有効期限を過ぎると運転免許の更新手続きはできません。

ただし、有効期限内に運転免許を更新できなかった方で、

○有効期限の翌日から起算して6ヶ月以内

○海外旅行・病気など政令で定めるやむを得ない理由がある場合で、「有効期限の翌日から起算して3年以内」、かつ、「やむを得ない理由が終わって1ヶ月以内」

であれば、運転免許を再取得する時の学科試験と技能試験が免除されます。

(1) 必要書類等

ア 運転免許証（期限が過ぎたもの）

イ 住民票（香川県内の住所で、本籍地が記載されているもの）

日本に住所がない場合

- ・ 日本に住所がないことを示す附票（本籍地の役所でご確認下さい。）
- ・ ご親族（父母等）の住居に滞在する場合、運転免許証の住所をご親族の住所としますので、ご親族の住民票（香川県内の住所）
- ・ 親族等との続柄を示す戸籍謄本

※ 滞在先がご友人宅やホテル等の場合は、準備物が異なりますので、月～金（祝・祭日を除く）の16：00～17：00の間に香川県運転免許センター（試験係087-881-0645）に電話でお問合せください。

ウ 更新できなかったやむを得ない理由を証明する書類（下記のうち1点）

- ・ パスポート（免許の有効期間をはさんで日本の出入国スタンプがあるもの）
 - ・ 出入国記録証明
- ※ 出入国在留管理庁 総務課情報システム管理室 出入国情報開示係
電話：03-5363-3005 へご確認ください。

・ 在外公館が発行する在留証明と日本の入国スタンプのあるパスポート

エ 写真1枚（縦3cm、横2.4cm、申請前6月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上3分身のもの）

※ 香川県運転免許センター内に写真撮影機有り（料金800円）

オ 本人確認書類（健康保険証・パスポートなど）

(2) 手数料

ア 講習手数料：優良500円、一般800円、違反・初回1,350円

（お越しただいてから確定するため、最大の手数を準備しておいてください。）

イ 申請手数料（※） 1,900円

ウ 交付手数料（※） 2,050円

※ イ及びウについては、普通免許、大型免許など複数の免許を保有している場合、1つ目の免許は申請手数料1,900円と交付手数料2,050円、2つ目以降は保有する免許数に応じて、1免許につき2,100円（申請手数料1,900円＋併記手数料200円）が加算されます。

海外在住の方で外国の行政庁が発行する運転免許証をお持ちの方

外国の行政庁が発給した運転免許（外国免許）をお持ちの方が日本の免許を取得する際、日本で運転することに支障がないと確認できた場合に、運転免許試験の一部が免除される制度があります。

(1) 必要書類等

- ア 有効期間内の外国免許証
- イ 外国免許の翻訳文（J A F、ジップラス又は免許発給国の領事機関で翻訳したものに限る。）
- ウ 外国免許を取得後、3ヶ月以上免許発給国に滞在していたことを証明するパスポート等（パスポートには免許発給国の入出国の日付が確認できるスタンプが必要です。）
- エ 住民票（香川県内の住所で、本籍地が記載されているもの）
 - 日本に住所がない場合
 - ・ 日本に住所がないことを示す附票（本籍地の役所でご確認下さい。）
 - ・ ご親族（父母等）の住居に滞在する場合、運転免許証の住所をご親族の住所としますので、ご親族の住民票（香川県内の住所）
 - ・ 親族等との続柄を示す戸籍謄本
 - ※ 滞在先がご友人宅やホテル等の場合は、準備物が異なりますので、月～金（祝・祭日を除く）の16：00～17：00の間に香川県運転免許センター（試験係087-881-0645）に電話でお問合せください。
- オ 有効期限が過ぎた日本の運転免許証（お持ちの方）
- カ 国際運転免許証（国際免許の発給を受けている方）

(2) 手数料

- ア 試験手数料：2,550円
(お持ちの外国免許によって、試験の一部免除の範囲が異なりますので、上記手数料については複数回の支払いが必要な場合があります。)
- イ 交付手数料 2,050円